

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成17年度 第5回会議
開催日時	平成18年1月31日（火） 午後3時から午後4時30分まで
開催場所	田無庁舎3階庁議室
出席者	米田会長 宮本副会長 吉田委員 寅丸委員 竹之中委員 事務局：坂井企画部長 神作市民生活部長 名古屋生涯学習部長 池田企画部参与 富所スポーツ振興課長 佐藤生活文化課長 飯島企画課長 下鳥企画部主幹 井上スポーツ振興課係長 小関生活文化課主査 西谷企画課主査 河合企画課主査
議題	1 個別案件「西東京市文化施設使用料の適正化について」 2 個別案件「西東京市社会体育施設使用料の適正化について」の諮問 3 個別案件「西東京市社会体育施設使用料の適正化について」 4 その他
会議資料の名称	資料1 会長と事務局との調整事項 資料2 西東京市スポーツ施設 使用料算出表 資料3 西東京市スポーツ施設 使用料原価計算書 資料4 近隣市施設使用料等比較表 資料5 平成16年度スポーツ施設利用状況 資料6 西東京市スポーツ施設条例 資料7 西東京市スポーツ施設条例施行規則
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>発言者名： 発言内容</p> <p>会長からの報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度第3回会議録について、委員の了解が得られたので公開した。 ・平成17年度第4回会議録は現在作成中なので、後日、委員宛に送付する。内容確認後、修正等があれば事務局へ連絡してほしい。 <p>議題1 個別案件「西東京市文化施設使用料の適正化について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月20日に文化施設の使用料や減免の見直し等についての市民説明会を市民会館にて実施した。減免対象の59団体に通知し、20団体（43名）が出席した。使用料の見直し、使用料の免除を50%減額へ改正すること等を中心に参加者へ説明した。 ・文化施設使用料適正化の答申案作成にあたり、会長より資料1に記載の次の3点について指摘があった。 <p>（1）市民会館体育室の使用料について、南町スポーツ・文化交流センターの武道場並</p>	

びに第2体育室の使用料と均衡を図り、諮問額から200円引き下げることが適当。

(2) 市民会館公会堂の練習使用料について、コール田無の多目的ホールと均衡を図り、規定料金の5割に相当する額とすることが適当。

(3) コール田無多目的ホールの移動席収納時の使用料について、減額規定を廃止することが適当。

審議の結果、会長の指摘事項も含めて答申案通りに使用料を見直すことで全委員が了承し、審議会終了後、会長より市長へ答申がなされた。

質疑応答

委員：市民会館公会堂の練習利用の際に減額しているのはなぜか。

事務局：通常の公演時に比べ、客席、照明、音響の利用が限られる等の理由からである。

委員：コール田無の多目的ホールの移動席を収納して利用する際に、減額しているのはなぜか。

事務局：舞台を利用しないこととして舞台相当面積分を減額している。しかし、別の団体に舞台のみの使用許可を与えることは機能上不可能であるため、移動席を収納しても舞台も利用できることとして減額規定を廃止したい。

委員からの意見

・かつての市長との協定で使用料を減免していた経緯があるとのことであるが、それは西東京市という自治体と協定を結んだわけではない。市民は提供されるサービスが好ましくなければ、選挙で市長を交代させることができる。現在は市長も変わっているので、歴史的な経緯は関係なく、ドライに考えた方がよいと思う。

・今回の改正案はすべて妥当なものとする。機能的に類似していたり、建物の新旧等でサービスの水準を考えて設定した方が市民にもわかりやすいが、それが適正なことなのか疑問を感じる。駅からの距離等の地理的な条件や利便性をさらに加え、便利で使いやすければ、それで料金が高くても良いという考え方もあると思う。これからの行政サービスや行政運営は、従来の一律、画一的な対応をできるだけやめるという方向に次第に切り替わってくるのではないか。施設や条件によって差を設けるということを行政の仕組みの中に組み込んでいくことが重要と考える。

議題2 個別案件「西東京市社会体育施設使用料の適正化について」の諮問

・社会体育施設（スポーツセンター、総合体育館、武道場）の使用料適正化を行うため、生涯学習部長から審議会会長に対して諮問を行う。

議題3 個別案件「西東京市社会体育施設使用料の適正化について」

・適正化に向けて見直し、使用料案は次のとおりである。

（スポーツセンター）

団体使用（1日）第1体育室全面30,400円、第2体育室8,400円、会議室4,800円、温水プール（1コース1日）18,000円

（総合体育館）

団体使用（1日）第1体育室25,600円、第2体育室6,400円、会議室1は3,200円、会議室2は1,600円

(武道場)

団体使用 (1日) 多目的ホール、剣道場、柔道場ともに8,000円
3施設の個人料金については、資料のとおり。

質疑応答

委員：今後、スポーツ施設を指定管理制度に移行すると思うが、指定管理者は使用料に拘束されるのか。

事務局：2年間は財団が特命で指定管理者となり、利用料金制度を導入せず使用料で対応することとなるが、その後、使用料の金額を上限として指定管理者が利用料金を決定することとなる。指定管理者の運営の仕方、市と協議の上、利用料金を上限額より下げることがあり得る。

委員：近隣市との比較で使用料が高いものと低いものがあるが、他市の施設の現行使用料を改定した時期は違うのか。

事務局：小平市と東久留米市が、最近料金改定をしている。その他の市は、使用料を据え置いている。

委員：スポーツセンター、総合体育館、武道場の建築時期が違うが、現行の使用料を設定した時期も違うのか。

事務局：スポーツセンターは平成5年の開設時点の使用料である。総合体育館は平成7年に改定し、武道場は平成11年の開設時点のままである。合併前の旧市の考え方によるが、結果的に旧保谷市の施設であったスポーツセンターと武道場は据え置いている。

委員：今回の改定案は妥当なものと思うが、サービス面で器具等を更新し、見える形でサービスを向上させることも考えるべきではないか。利用者の多い曜日に、トレーナーを配置する等のきめ細かいサービスを提供し、合わせて料金改定してはどうか。

事務局：スポーツセンターでは4月以降に指定管理者制度を導入するので、きめ細かなプログラムサービスや適切な接客等を仕様書に盛り込んでおり、今まで以上の市民サービス向上を図るつもりである。総合体育館は教育委員会で直営管理しているが、2年後の指定管理者制度導入も視野に入れているので、サービス向上について検討していきたい。運動機器については、リース契約を更新する際にレベルアップを図っている。

委員：サービスの品質基準を、行政として市民に明確に示しておく必要があると思う。民間業者に任せても、公共施設が民間業者のものになるわけではなく、責任は行政側にある。簡単で良いので、開館時間はどうなっているか、土日は1年間に何日開館しているか等、わかりやすいサービスの水準や品質の目標値をいくつか挙げる必要がある。その中に利用者の満足度調査の結果を運営に反映させる等、使用料を上げて今後どのようなサービスを行うかがイメージできるものを示す必要があるのではないかと。

事務局：行政評価制度の中でアンケートを行うことにしているので、その結果を活用していきたい。他市でもいろいろな事例が出ているので、それらを検証し、指定管理者制度の導入に向けて準備していきたい。

委員：利用者がインストラクターに指導を受けた場合の費用は、利用者が負担するのか。

事務局：インストラクターを個別に利用者へ配置することはない。総合体育館には、利用者のスポーツに関する相談を受ける社会教育指導員を嘱託員で配置している。スポーツセンターについては、スポーツ指導員を配置しており、利用者の求めに応じて相談を受けている。

委員：すべてのスポーツ施設にインストラクターを配置しているわけではないのか。

事務局：インストラクターは、スポーツセンターのトレーニング室やプール、総合体育館のトレーニング室に配置している。総合的な相談になると、指導員が対応することとなる。

委員からの意見

・改定額を決定する際も、できるだけわかりやすく細かく説明をした方が、市民が納得できると思う。

・今回の改定額は、他市と比較しても高めの水準になっているが、現状では妥当なものと判断する。将来的には、1.5倍という激変緩和の基準を設けない方が良いのではないかと。現在は、コストから料金を決定していくという形を取っているが、料金を上げるだけでなく、どうすれば収入を極大化でき、支出を極小化できるのかを考えていく必要があると思う。

・本格的な指定管理者制度の導入は2年後であり、4月から財団が特命で指定管理者となるが、指定管理者制度が導入されたことにより、料金が上がったがサービスも良くなったという内容にする必要がある。

議題4 その他

・次回会議は、後日、委員と調整の上決定する。「西東京市社会体育施設使用料の適正化について」の審議等を行う。